

広島県告示第二百七十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び第六条第一項の規定によつて、検査及び注射を次のとおり実施する。
 令和六年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | | | | | |
|------|--------------|--------|--|--|--|--|
| 区分 | 伝達性海綿状脳症（牛） | 実施する区域 | 実施の目的 | 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 | 実施の期日 | 検査注射の別及びその方法 |
| 区 | 伝達性海綿状脳症（牛） | 県下全域 | 伝達性海綿状脳症（牛）の発生予防のため | 実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの 一 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「特措法」という。）第六条第一項で届出のあつた零か月齢以上（推定を含む）の死亡牛で、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していた牛。ただし、同条第二項のただし書きに該当する場合を除く。 二 その他、検査を必要と認めるもの | 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで | 一 酵素抗体法（エライザ法） 二 ウエスタンブロット法 三 免疫組織化学的検査 |
| ヨーネ病 | ヨーネ病の発生予防のため | 県下全域 | 実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛、山羊及びめん羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの 一 搾乳又は繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢が満二四か月齢以上（推定含む）の雌牛 二 その他、検査を必要と認めるもの | 同右 | 一 予備的抗体検出法又は予備的遺伝子検出法（以下「スクリーニング法」という。） 二 リアルタイムPCR検査 三 ヨーニン検査 四 補体結合反応 五 臨床検査 六 細菌検査 | 一 臨床検査 二 ツベルクリン反応（頸部皮内注射法） 三 インターフェロンミアッセイ |
| 結核 | 結核の発生予防のため | 県下全域 | 実施する区域内で飼育されている牛及び山羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの | 同右 | 同右 | 同右 |

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 牛流行熱 | 炭疽 ^そ | 牛カンピロバクター症 | トリコモナス症 | 牛ウイルス性下痢 | 牛伝染性リンパ腫 | アイノウイルス感染症 | チュウザン病 | アカバネ病 | ブルセラ症 |
| 牛流行熱の発生予防のため | 炭疽 ^そ の発生予防のため | 牛カンピロバクター症の発生予防のため | トリコモナス症の発生予防のため | 牛ウイルス性下痢の発生予防のため | 牛伝染性リンパ種の発生予防のため | アイノウイルス感染症の発生予防のため | チュウザン病の発生予防のため | アカバネ病の発生予防のため | ブルセラ症の発生予防のため |
| 県下全域 |
| 実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの | 実施する区域内で飼育されている牛、めん羊、山羊及び豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの |
| 同右 |
| 筋肉内注射 | 皮下注射 | 一 蛍光抗体法 二 細菌学的検査 | 病原学的検査 | 一 血清学的検査 二 PCR検査 三 ウイルス分離 | 一 酵素免疫測定法(エライザ法) 二 リアルタイムPCR検査 | 血清学的検査 | 血清学的検査 | 血清学的検査 | 一 酵素免疫測定法(エライザ法) 二 試験管凝集反応 三 補体結合反応 |

| | | | | | | |
|---|---|--|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|
| オーエスキー病 | 豚熱 | アフリカ豚熱 | 豚流行性下痢 | 豚繁殖・呼吸障害症候群 | 伝染性胃腸炎 | 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ |
| オーエスキー病の発生予察のため | 豚熱の発生予察のため | アフリカ豚熱の発生予察のため | 豚流行性下痢の発生予防のため | 豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため | 伝染性胃腸炎の発生予防のため | 鳥インフルエンザの発生予察のため |
| 県下全域 | 県下全域 | 県下全域 | 県下全域 | 県下全域 | 県下全域 | 県下全域 |
| 実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの | 実施する区域内で飼育されている豚又はいのししであって、家畜保健衛生所長の指定するもの | 実施する区域内で飼育されている豚又はいのししであって、家畜保健衛生所長の指定するもの | 実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの | 実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの | 実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの | 実施する区域内で飼育されている家きんであって、家畜保健衛生所長の指定するもの |
| 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 |
| 一 臨床検査 二 ラテックス凝集反応検査 三 酵素免疫測定法（エライザ法） 四 中和試験 | 一 中和試験 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 ウイルス分離 四 蛍光抗体法 五 PCR検査 六 リアルタイムPCR検査 | 一 PCR検査 二 リアルタイムPCR検査 | 一 血清学的検査 二 PCR検査 | 一 血清学的検査 二 PCR検査 | 血清学的検査 | 一 ウイルス分離 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応） 四 PCR検査 五 リアルタイムPCR検査 六 抗原検出検査 |

| | | | |
|--------------------------------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 腐蛆病 | 伝達性海綿状脳症（めん羊、山羊） | 馬インフルエンザ | 家きんサルモネラ感染症 |
| 腐蛆病の発生予防のため | 伝達性海綿状脳症（めん羊、山羊）の発生予防のため | 馬インフルエンザの発生予防のため | 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生予防のため |
| 県下全域 | 県下全域 | 県下全域 | 県下全域 |
| 実施する区域内で飼育されている蜜蜂であつて、家畜保健衛生所の指定するもの | 実施する区域内で飼育されているめん羊及び山羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの | 実施する区域内で飼育されている馬であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの | 実施する区域内で飼育されている鶏であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの |
| 同右 | 同右 | 同右 | 同右 |
| 一 肉眼的検査 二 細菌学的検査 | 一 ウエスタンブロット法 二 免疫組織化学的検査 | 一 臨床検査 二 抗原検出検査 三 PCR検査 | 急速凝集反応検査 |